

介護サービス(要介護1～)

訪問によるサービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの介護や調理・洗濯・掃除などの生活の支援を行います。



■サービス費用のめやす(1回につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

身体介護(1時間以上1時間30分未満) ※食事・入浴・排せつなどの介護	5,870円(587円)
生活援助(45分以上) ※調理・洗濯・掃除などの援助	2,276円(228円)
通院等のための乗車又は降車の介助	1,000円(100円)

※早朝、夜間、深夜などの加算があります。

訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

■サービス費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担額(1割の場合)

看護職員1人と介護職員2人が行った場合	12,762円(1,277円)
介護職員3人が行った場合	12,129円(1,213円)

※清拭や部分浴のみ行う場合は、上記の費用の70/100となります。

訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

■サービス費用のめやす(20分につき)
()内は利用者負担額(1割の場合)

2,949円(295円)

※短期集中リハビリテーション実施などの加算があります。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

■サービス費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担額(1割の場合)

医師または歯科医師による指導	5,070円(507円)
----------------	--------------

※1月2回まで。ただし薬局の薬剤師などは1月4回まで。



訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状の観察や床ずれの手当てなどを行います。

■サービス費用のめやす(1回につき)
例:30分以上1時間未満の場合 ()内は利用者負担額(1割の場合)

訪問看護ステーションの場合	8,331円(834円)
病院または診療所の場合	5,809円(581円)

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問看護、特別管理、ターミナルケアなどの加算があります。
※末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の給付の対象となります。また、医師から利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示があった場合も同様に医療保険の給付の対象となります。

その他の在

特定施設入居者生活介護

入居している有料老人ホームなどからのサービスや、選択により外部からのホームヘルプサービスやデイサービスなどを受けられます。

■サービス費用のめやす
入居施設から受ける場合(1日につき) ()内は自己負担額(1割の場合)

要介護1 5,414円(542円)	要介護5 8,112円(812円)
----------------------	----------------------

※個別機能訓練、夜間看護体制などの加算があります。
※外部からのサービスを利用する場合、費用は居宅で利用する場合の90/100となります。
※別に食費等を負担する必要があります。



居宅介護支援

介護支援専門員が、本人や家族の希望を聞きながら、状態に最も適した居宅サービス計画(ケアプラン)を作ります。サービス利用にあたっての事業所との調整なども行います。

■サービス費用のめやす(1月につき)

要介護1、2	10,751円
要介護3、4、5	13,967円

※初回、特定事業所などの加算があります。利用者負担はありません。(全額を介護保険で負担します。)

要介護5の方が利用できます。)

通所や短期入所して受けるサービス

通所介護(デイサービス)

事業所に通い、入浴や日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。
※定員19人以上の
デイサービス



■サービス費用のめやす

通常規模型(7時間以上8時間未満1回につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

要介護1	6,540円 (654円)	要介護4	10,170円 (1,017円)
要介護2	7,716円 (772円)	要介護5	11,397円 (1,140円)
要介護3	8,953円 (896円)		

※入浴、個別機能訓練、若年性認知症ケア、栄養マネジメント、口腔機能向上などの加算があります。別に食費などを負担する必要があります。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで日常生活上の支援や、リハビリテーションが受けられます。



■サービス費用のめやす

通常規模型(7時間以上8時間未満1回につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

要介護1	7,241円 (725円)	要介護4	11,705円 (1,171円)
要介護2	8,634円 (864円)	要介護5	13,322円 (1,333円)
要介護3	10,047円 (1,005円)		

※入浴、リハビリテーションマネジメント、短期集中リハビリテーション実施、若年性認知症ケア、栄養マネジメント、口腔機能向上などの加算があります。別に食費などを負担する必要があります。

短期入所生活介護(ショートステイ)

短期間、特別養護老人ホームなどに入所しながら、介護や機能訓練が受けられます。別に食費・滞在費を負担する必要があります。

■サービス費用のめやす

特別養護老人ホーム(併設型多居室)の場合(1日につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

要介護1	5,939円(594円) ~	要介護5	8,705円(871円)
------	----------------	------	--------------

※送迎、療養食、在宅中重度、機能訓練体制などの加算があります。
※居室の形態などにより費用は異なります。

短期入所療養介護(ショートステイ)

短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに入所しながら、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などが受けられます。別に食費・滞在費を負担する必要があります。

■サービス費用のめやす

介護老人保健施設(多居室)基本型の場合(1日につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

要介護1	8,375円(838円) ~	要介護5	10,535円(1,054円)
------	----------------	------	-----------------

※送迎、療養食などの加算があります。
※施設の種別や療養室の形態により費用は異なります。

共生型サービスについて

平成30年4月から、高齢の方と障がいのある方が、同じ事業所でサービスを受けやすくなる「共生型サービス」が始まります。
介護サービスで対象となるのは、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護です。

宅サービス

福祉用具貸与

居宅での介護に必要な歩行器や住宅改修をともなわない手すりなど福祉用具の貸与が受けられます。

	貸与が受けられるもの	貸与が受けられないもの
要介護1	・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ ・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するもの)	・車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトなど(注1) ・自動排せつ処理装置(注2)
要介護2~5	・車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器 ・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトなど ・自動排泄処理装置(要介護4~5の場合のみ)	注1:原則として、車いすや特殊寝台などは貸与を受けられませんが、歩行、寝返り、起き上がりが困難な場合など、認められることがあります。 注2:要介護1~3は原則として貸与を受けられません。



住宅改修、福祉用具購入について...詳しくは、28ページをご覧ください。